

生徒心得

第一章 生活態度

この3年間は、自らさまざまな事柄に対し、積極的に挑戦し、自己を磨き、豊かな人間性と人権感覚にあふれた社会人として、地域・社会に貢献できる素養を育てる期間といえる。

「勝ち負け」、「損得」などの意識にとらわれず、自分自身を真摯に見つめ、可能性を探り、自らを開発するための方策を学ばなければならない。

1. 人権感覚の発揚に努め、不用意な発言・行動により他人を傷つけないよう注意する。
2. 発言・行動に対する責任を常に忘れず自己管理に努めること。
3. 生活習慣を健全に保ち、自ら健康管理に努めること。
4. 毎日を計画的に過ごせるよう、行事予定・諸連絡などを確認し、保護者との情報交換に努めること。

第二章 校内生活

学校は、各教科の授業等を主にした学習活動の場であることを常に念頭に置き、何事にもまじめで積極的な態度で取り組むこと。

すべての生徒が、過不足なく教育活動の恩恵を享受できる、校内の環境（秩序）を維持するため、先生方の指導及び、指示は注意深く聞き、従うこと。

1. 授業の進行を妨げたり、他の生徒への迷惑になるような行為はもちろん、私語を慎み、授業に集中する。
2. 始業の合図とともに自分の席に着き、不必要なものを机上に残さない。
3. いずれの試験に対しても、監督の指示を守り、正々堂々とした態度で臨み、不正行為等トラブルの防止に努める。
4. 休憩時間を有効に活用し、次の授業に遅れたりすることのないよう留意する。
5. 欠席、遅刻、早退をする場合、担任がその理由等状況を把握できるよう、保護者による届けを確実にする。
6. 登校後やむを得ず外出、または下校時刻を過ぎて校内に残るなどの場合は、先生の許可を得ること。
7. 教室は常に清潔に保ち、整理整頓に留意する。また、互いに協力して学校の美化に努めること。
8. 学校の施設、用具・備品は丁寧取り扱い、使用後は所定の状態にもどす。
また、用具・備品を持ち出す場合などは、必ず許可を得るとともに、破損・紛失などはただちに届け出る。
9. 不要な現金や貴重品、その他授業に必要なない機材・物品等を持ち込まない。
10. 校内放送や、連絡プリントの内容には注意を払い、連絡漏れなどによるトラブルが起きないように心がける。
11. 私物の管理は各自で徹底し、紛失、盗難に注意する。

第三章 校外生活

行動・言動は本校生全体を代表していることを自覚し、常に社会道徳を遵守するなど、地域・社会の一員として、責任ある行動・判断ができるよう心がける。

事件・事故、その他の犯罪に巻き込まれないよう軽率な行動・言動に注意する。

1. 大きな集団になりがちな登下校時は、特に通行マナー、乗車マナーなどを守り、他の人々や車の通行の迷惑にならないよう注意する。
2. 条例等で18歳未満が立ち入りを禁止されている施設・場所に入らない。
3. 男女を問わず友人との交際は、互いに尊重しあい、明るく健康的な関係を保ち、不用意な誤解を招くことのないよう注意する。
4. 学校から家庭への連絡事項は確実に伝え、保護者と情報の共有に努める。
5. 夜間の外出は極力さげ、不要なトラブルに巻き込まれないよう注意する。
6. 不要なアルバイトなどをせず、無駄遣いをしないように注意する。
7. 自動車、単車による通学（同乗を含む）は事件・事故の可能性を回避する意味からも禁止する。
8. 自転車通学を希望する者は、所定の届け出を行い、学校の承認を得なければならない。

第四章 服装等

1. 特別な場合を除き、登校の際には必ず制服を着用する。指定外の服装での登校は禁止する。
2. 本校の制服（正装）は、次のとおりであり、入学式・卒業式・始業式・終業式などの行事や、その他の正式な場面では必ず、正しく着用する。

男子 : ブレザー（ブレザー着用期間は必ず着用）、スラックス、白シャツ（長袖・半袖）、ネクタイ

女子 : ブレザー（ブレザー着用期間は必ず着用）、に①②のいずれかを着用
①スカート、リボン、白ブラウス（長袖・半袖）
②スラックス、ネクタイ、白ブラウス（長袖・半袖）

3. その他の制服（購入は自由）
 - 1) オプションシャツ（ピンク、ブルー）

普段の授業ではピンクあるいはブルーのシャツを、その日の気分などに合わせ、自由に着用することができる。
 - 2) ベスト、カーディガン : 指定外のものの着用は禁止する。
 - 3) 女子 : オプションとして正装時以外にネクタイを着用することもできる。
4. 制服着用上の留意点

常に清潔に保ち、清楚な着こなしに留意する。また、着終わった制服は、すぐにハンガーにかけるなど、しわがついたり、折り目が取れたりしないよう心がけ、だらしない印象を与えないよう留意する。

男子

- ①ブレザー : 上着丈は、肩から足首までの半分が「基本」、切断するなどの変形は禁止する。また、ボタンをかける習慣を身に着ける。
- ②スラックス : ベルトは腰骨の上で止め、裾が床につかないようにする。
- ③シャツ : ボタンはすべてかけ、正装時には必ずネクタイを着用する。

女子

- ①ブレザー : 上着丈は、肩から足首までの半分が「基本」、切断するなどの変形は禁止する。また、ボタンをかける習慣を身に着ける。
- ②スカート : スカート丈は、直立姿勢で膝蓋骨に接していること。裾を切断するなどの変形は一切認めない。
- ③ブラウス : ボタンはすべてかけ、正装時には必ずリボンを着用する。

5. ブレザー着用について

状況により変更する場合もあるが、12月1日から4月までの式典、講演会、進路指導、また期間外でも受験および学校から指示がある場面では、必ず着用する。その他の期間は天候その他の条件に合わせ各自で判断する。

6. 防寒着等

特に必要な場合、登下校時に限り、制服（ブレザー）の上に防寒着等の着用を認める。ただし、教室内では着用禁止。
また、防寒着は華美にならないものを着用する。

7. 履物

通学時には「靴」を着用する。（サンダル、スリッパなどの使用は禁止）

8. その他

- ①頭髪の色染め、脱色、パーマ等は禁止する。
- ②化粧・装身具（ピアス、指輪、ネックレス、ネイル類、ヘアエクステーション等）は禁止する。

第五章 生徒証

本校の生徒は、毎学年の始めに本校において交付する生徒証を常時携帯しなければならない。

生徒証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納するものとする。

生徒証を紛失、又は毀損したときは、直ちに校長に届け、再交付を受けるものとする。

令和6年10月訂正
令和8年4月訂正